

補助金等の見直しについて

1 補助金等とは（「資料 3 補助金等のあらまし」参照）

補助金等とは、ある事業や研究等を行う者に対し、その事業等を育成、助成するため、地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものをいう。

地方自治法第 232 条の 2 において、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、これが地方公共団体の補助金交付の根拠となっている。

本市では、適正で透明性の高い補助金制度を構築するため、補助金交付の統一的ルールである『生駒市補助金制度に関する指針（資料 4）』『生駒市補助金等交付規則（資料 5）』を平成 20 年度に策定・制定し、補助金制度を運用している。

2 課題

『生駒市補助金制度に関する指針』で定める「事業費補助の原則」や「補助率の上限（2 分の 1）」、「終期の設定（サンセット方式の確立）」等のルールを守っていない補助金等が多数存在し、指針が形骸化している（資料 6「令和 4 年度 補助金等の一覧」参照）。

多くの補助金等が指針のルールから外れている要因として、指針が策定から 10 年以上経過し、昨今の社会経済情勢に合致していないことが考えられるため、今年度の行政改革推進委員会において、下記の方法により、指針の改定を実施する。

3 審議方法（案）

☐ 上半期 ☐ 8つの補助金等について審議（全体会 2回）

資料 6「令和 4 年度 補助金等の一覧」から、団体に対する運営補助金や補助率が 2 分の 1 以上の補助金など、指針のルールから外れている補助金等を事務局で抽出し、全体会で審議する。

審議にあたっては、対象とする補助金自体の良し悪しだけでなく、下半期の指針改定作業へつなげるため、ルールから外れている要因を検討し、現状に合わせて指針を見直すべきか否かといった視点で審議する。

☐ 下半期 ☐ 「補助金制度に関する指針」の改定（全体会 3回）

個別の補助金を審議する中で明らかになった課題等をもとに、指針の改定作業を行う。